

# 循環型社会形成推進地域計画

三条市

平成 25 年 3 月 29 日承認

変更 平成 25 年 6 月 20 日報告

平成 26 年 5 月 1 日報告

平成 26 年 12 月 18 日報告

平成 27 年 12 月 10 日報告

## 目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 .....	1
(1) 対象地域 .....	1
(2) 計画期間 .....	1
(3) 基本的な方向 .....	1
(4) 広域化の検討状況 .....	1
2 循環型社会形成推進のための現状と目標 .....	2
(1) 一般廃棄物等の処理の現状 .....	2
(2) 生活排水の処理の現状 .....	2
(3) 一般廃棄物等の処理の目標 .....	3
(4) 生活排水処理の目標 .....	4
3 施策の内容 .....	5
(1) 発生抑制、再使用の推進 .....	5
ア 事業系ごみの資源化・減量化 .....	5
イ 事業系ごみの料金体系の見直し .....	5
ウ 家庭系ごみの減量化・資源化対策 .....	5
エ リユース(再使用)の促進 .....	5
オ リースやレンタルの推進 .....	5
カ マイバック運動・レジ袋対策 .....	5
キ 集団資源回収への支援 .....	5
ク 汚泥再生処理センター、完熟堆肥化センター、緑のリサイクルセンターから発生する堆肥の利用促進 .....	6
ケ 生活排水対策 .....	6
(2) 処理体制 .....	7
ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後 .....	7
イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後 .....	9
ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後 .....	9
エ 生活排水処理の現状と今後 .....	9
オ 今後の処理体制の要点 .....	10
(3) 処理施設の整備 .....	11
ア 廃棄物処理施設 .....	11
(4) 施設整備に関する計画支援事業 .....	12
(5) その他の施策 .....	13
ア 清掃活動 .....	13
イ 各種リサイクル関連法に関する普及啓発 .....	13
ウ 不法投棄対策 .....	13
エ 災害時の廃棄物処理に関する事項 .....	13
4 計画のフォローアップと事後評価 .....	14
(1) 計画のフォローアップ .....	14
(2) 事後評価及び計画の見直し .....	14
様式 1 .....	15
様式 2 .....	22
様式 3 .....	23
参考資料様式 .....	24

## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市町村名：新潟県三条市（平成 17 年 5 月 1 日合併(旧三条市、旧栄町、旧下田村)）

面 積：432.01 km<sup>2</sup>

人 口：103,458 人(平成 24 年 10 月 1 日時点)

地 域 特 例：豪雪地域、山村地域

### (2) 計画期間

本計画は平成 25 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 7 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

三条市は新潟県のほぼ中央に位置し、金属関連産業のまちとして全国的に知られ、「豊かな自然に恵まれた 伝統文化の息づく ものづくりのまち」として平成 17 年 5 月 1 日に旧三条市、旧栄町、旧下田村の 1 市 1 町 1 村で合併した新市である。

ごみ処理は旧 1 市 1 町 1 村で三条地域広域事務組合を構成し処理を行っていたが、合併に伴い三条市単独の処理となり、平成 24 年 7 月 1 日からは新三条市清掃センター（高効率ごみ発電施設及びリサイクルセンター）での処理を行っている。

また、し尿処理は本市(旧 1 市 1 町 1 村)と隣接する燕市で新潟県中越衛生処理組合を構成していたが、平成 23 年 1 月 1 日三条市汚泥再生処理センターが稼働し、本市単独での処理を行っている。

近年は、資源物の分別やごみ有料化等の施策により、家庭系ごみの減量化に成功し、事業系ごみについても減少傾向にある。今後は、更なる発生抑制、再利用及びリサイクルの 3R 推進を図るとともに、残余容量の少なくなった最終処分場の増設及び最終処分場新設を行うことで、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図るものである。

### (4) 広域化の検討状況

新潟県が示した当初の広域化計画では、三条・加茂ブロック(三条市・栄町・下田村、加茂市・田上町)として広域処理計画が示されていたが、加茂市・田上町から広域処理への理解が得られず、広域化へ向けた協議会の設立が見送られた。

本市では、施設の著しい老朽化等の問題があって、施設整備を進めてきたこともあり、今後も本市単独での処理を継続していく。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 23 年度の一般廃棄物の排出、処理状況を図 2-1 に示す。

総排出量は、42,797 t /年であり、再生利用される「総資源化量」は 6,270 t /年、リサイクル率は 14.7%である。

中間処理による減量化量は 31,066 t /年であり、73.9%が減量化されている。また、最終処分率は 13.0%で 5,461 t /年が埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却処理量は 34,416 t /年である。平成 24 年 7 月から稼働を開始した新清掃センターでは定格出力 2,850kW の発電設備を有しており、積極的な発電、売電を行っている。

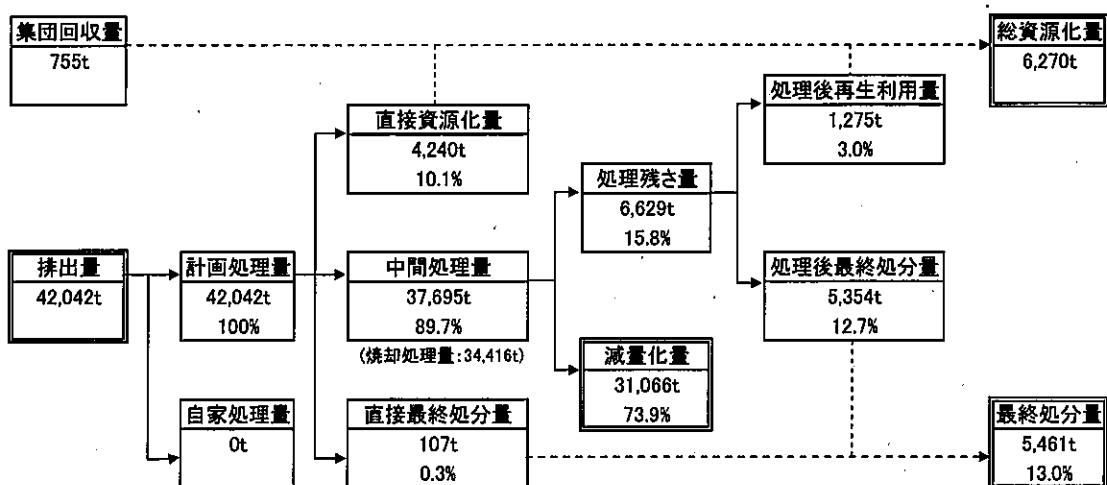


図 2-1 一般廃棄物の処理状況フロー(平成 23 年度)

### (2) 生活排水の処理の現状

平成 23 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量を図 2-2 に示す。

生活排水処理対象人口は、全体で 103,821 人であり、水洗化・生活雑排水処理人口は 35,398 人、汚水衛生処理率 34.1%であり、水洗化率は 87.7%である。

し尿発生量は 9,952kL /年、浄化槽汚泥発生量は 34,494kL /年であり、処理・処分量(=収集・運搬量)は 44,446 kL /年である。

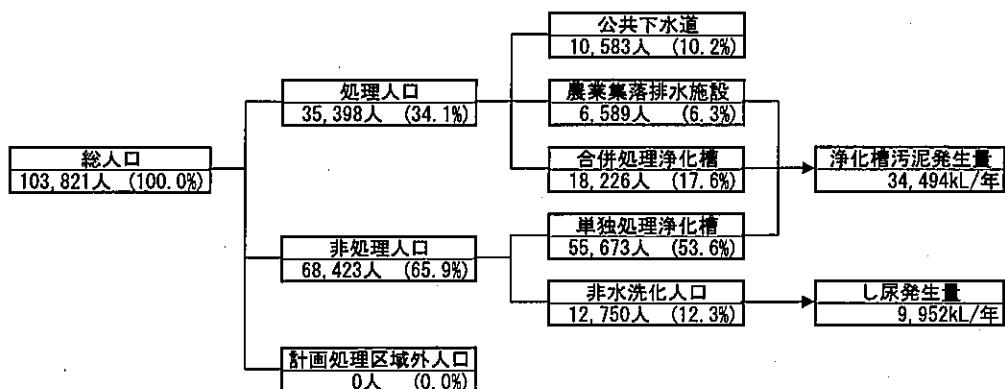


図 2-2 生活排水処理状況及びし尿・汚泥等排出量(平成 23 年度)

### (3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表2-1及び図2-3のとおり目標量を定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表2-1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標・単位		現状(割合※1) 平成23年度	目標(割合※1) 平成32年度	
人口		103,821人	99,868人	
排出量	事業系 総排出量	17,272トン	16,352トン	(-5.3%)
	1事業所当たりの排出量※2	2.7トン/事業所	2.6トン/事業所	(-3.7%)
	家庭系 総排出量	24,770トン	22,800トン	(-8.0%)
	1人当たりの排出量※3	191.1kg/人	185.0kg/人	(-3.2%)
合計 事業系家庭系排出量合計		42,042トン	39,152トン	(-6.9%)
再生利用量	直接資源化量	4,240トン (10.1%)	3,905トン (10.0%)	
	総資源化量	6,270トン (14.7%)	7,757トン (19.5%)	
	熱回収量(年間の発電電力量)	0MWh	7,500MWh	
減量化量	中間処理による減量化量	31,066トン (73.9%)	29,561トン (75.5%)	
最終処分量	埋立最終処分量	5,461トン (13.0%)	2,529トン (6.5%)	

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量)=((事業系ごみの総排出量)-(事業系ごみの資源ごみ量))/(事業所数)

※3 (1人当たりの排出量)=((家庭系ごみの総排出量)-(家庭系ごみの資源ごみ量))/(人口)

#### 《指標の定義》

排出量:事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位:t]

再生利用量:集団回収、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:t]

熱回収量:熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]

減量化量:中間処理量と処理後の残さ量の差[単位:t]

最終処分量:埋立処分された量[単位:t]

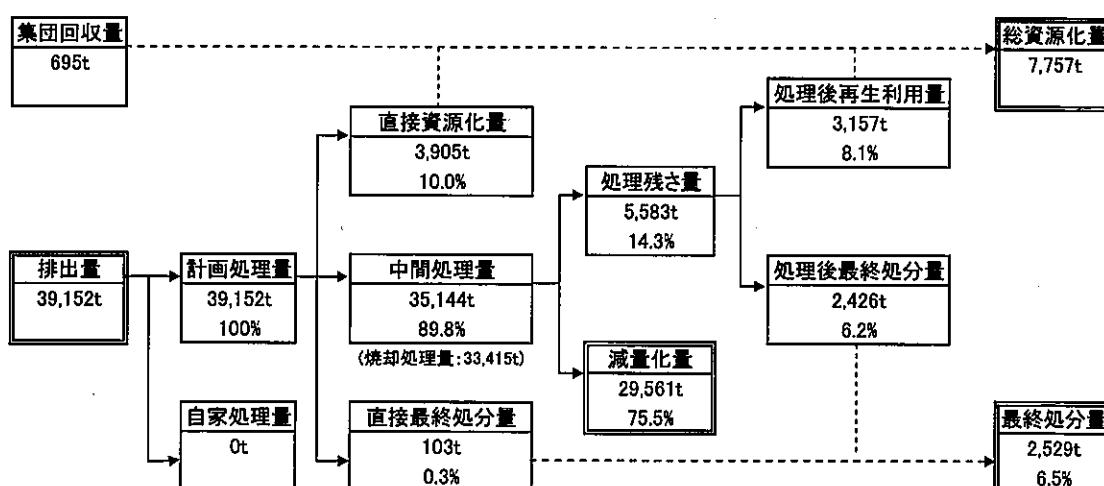


図2-3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(平成32年度)

#### (4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 2-2 及び図 2-4 に掲げる目標のとおり、下水道等の整備区域外においては、合併処理浄化槽の普及啓発に努めていく。

表 2-2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成23年度実績	平成32年度目標
処理形態別人口	公共下水道	10,583人 (10.2%)	11,807人 (12.0%)
	農業集落排水施設	6,589人 (6.3%)	6,860人 (6.9%)
	合併処理浄化槽	18,226人 (17.6%)	22,476人 (22.8%)
	未処理人口	68,423人 (65.9%)	57,582人 (58.3%)
合 計		103,821人	98,725人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	9,952 キロットル	3,708 キロットル
	浄化槽汚泥量	34,494 キロットル	37,352 キロットル
	合 計	44,446 キロットル	41,060 キロットル

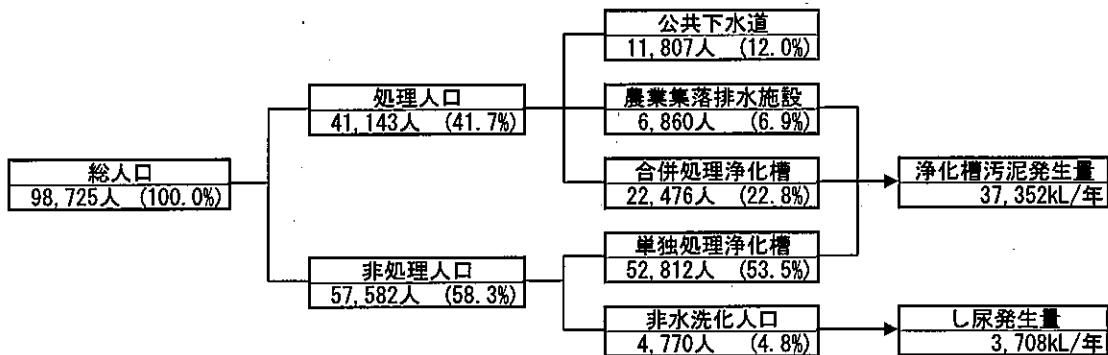


図 2-4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー(平成 32 年度)

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ア 事業系ごみの資源化・減量化

本市では、事業系ごみの排出量は減少傾向にあるものの、総排出量に占める割合が40.4%と非常に高く、その処理に苦慮している。特に、紙ごみ及び厨芥類の割合が高く、資源物としてリサイクル可能なものも多く含まれていることから、これらの資源化・減量化に取り組む。

紙ごみについては、原則として禁忌品を除く紙ごみは全て資源化されるよう事業者への指導及びPRを行うとともに、資源化ルートの確保を進める。

厨芥類については、年間100t以上の排出事業者に対し、国・県等と協力し、食品リサイクル法に沿った再生利用の促進を図るよう協力を求めるとともに、厨芥類の分別を推進する中で、平成23年度に稼働したバイオマス施設（完熟堆肥化施設）への搬入の指導を強化していく。

また、剪定枝については、平成17年度に稼働したバイオマス施設（緑のリサイクルセンター）において、堆肥化しており、今後も継続して、原則として処理不適物（毒性を有する樹種等）を除く剪定枝は全て資源化されるよう事業者への指導及びPRを行っていく。

##### イ 事業系ごみの料金体系の見直し

上記のとおり本市では、事業系ごみ量の割合が高いことから、排出抑制と費用負担の公平性確保のため、平成20年度に事業系ごみの料金体系を見直したが、今後の排出量等の推移によっては再度見直しを検討する。

##### ウ 家庭系ごみの減量化・資源化対策

本市では平成15年10月から家庭系ごみの有料化を実施しており、有料化実施1年目の平成16年度に、燃えるごみが23%、燃えないごみが66%、家庭系全体で25%の減量化に成功し、その後も着実に発生抑制・再資源化の成果を挙げている。今後もこれを維持するため、継続的にごみ減量化等の啓発を行い、減量化・資源化を推進していく。

##### エ リユース(再使用)の促進

リユースを促進するため、平成24年度に整備した環境啓発施設において資源化・減量化を啓発する。

##### オ リースやレンタルの推進

発生抑制の一環として、使用頻度の少ないものや使用期間の短いもの等は、リースやレンタル商品の活用を促進するよう民間事業者との連携を検討する。

また、本制度の促進のため、環境啓発施設においてモデル事例となるような事業等を実施する。

##### カ マイバック運動・レジ袋対策

マイバック運動（買物袋の持参運動）に取り組み、広報等を通じてPRし、レジ袋の減量化を図る。

##### キ 集団資源回収への支援

市内の自治会等が実施する集団資源回収活動に対し、資源化ルートの紹介等を行

い、資源物回収の支援に取り組む。

ク 汚泥再生処理センター、完熟堆肥化センター、緑のリサイクルセンターから発生する堆肥の利用促進

ごみの減量化とバイオマス資源の活用等を目的として整備した汚泥再生処理センター、完熟堆肥化センター、緑のリサイクルセンターから発生する堆肥の利用について積極的な活用をPRしていく。

ケ 生活排水対策

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、次のようなPRを行う。

- ・ 広報等によるPRの実施
- ・ 廉油ポット、三角コーナーネット、拭取紙等の排出抑制品の普及
- ・ 無リン洗剤・石鹼の普及

## (2) 処理体制

### ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

本市の分別区分及び処理方法を表3-1に示す。現在本市では、6種13分別を実施しており、資源化・減量化の効果が上がっている。

今後は、6種13分別を継続するとともに、より一層の資源化・減量化を進めるため、分別排出の徹底を呼びかけていく。表3-1に今後の分別区分及び処理方法を示す。

平成24年度からは新たに整備された高効率ごみ発電施設において高効率ごみ発電を行っているほか、ガス化溶融により発生したスラグの再利用を開始している。その他、マテリアルリサイクル推進施設、緑のリサイクルセンター、完熟堆肥化センターにおける資源、エネルギーの回収を推進するとともに、回収された資源物等を貯留するストックヤードの整備、資源化できない処理残渣の処分先として最終処分場を整備する。

表 3-1 三条市の家庭系ごみの分別と処理方法の現状と今後

現状（平成23年度）				
分別区分		処理方法	処理施設等	処理実績(t)
可燃ごみ		焼却(高効率ごみ発電)	三条市清掃センター (高効率ごみ発電施設)	18,843
不燃ごみ		破碎選別・リサイクル・埋立	三条市清掃センター (マテリアルリサイクル推進施設)	998
粗大ごみ		直接埋立	最終処分場	4
粗大ごみ		焼却(高効率ごみ発電) 破碎選別・リサイクル・埋立	三条市清掃センター (高効率ごみ発電施設、マテリアルリサイクル推進施設)	可燃・不燃に含む
資源物	新聞紙	リサイクル	売却又は資源化委託	3,626
	古紙類 雑誌			
	段ボール			
	紙パック			
	ガラスビン			
	ペットボトル			
	空缶			
剪定枝		堆肥化・リサイクル	緑のリサイクルセンター (バイオマス利活用施設)	123
有害ごみ	乾電池	リサイクル	売却又は資源化委託	14
	蛍光管			



今後（平成32年度）					
分別区分		処理方法		処理施設等	目標処理量(t)
		一次処理	二次処理		
可燃ごみ		焼却(高効率ごみ発電)	リサイクル・埋立	三条市清掃センター (高効率ごみ発電施設)	スラグ：再利用 飛灰：最終処分場 金属：売却
不燃ごみ		複合	破碎選別	三条市清掃センター (マテリアルリサイクル推進施設)	残渣：エレベー回収施設 でスラグ化 金属：売却
		直接埋立		最終処分場	5
粗大ごみ		焼却(高効率ごみ発電) 破碎選別・リサイクル・埋立	リサイクル	三条市清掃センター (高効率ごみ発電施設、マテリアルリサイクル推進施設)	スラグ：再利用 飛灰：最終処分場 金属：売却
資源物	新聞紙	可燃・不燃に含む 3,339			
	古紙類 雑誌				
	段ボール				
	紙パック				
	ガラスビン				
	ペットボトル				
	空缶				
剪定枝		堆肥化	売却	緑のリサイクルセンター (バイオマス利活用施設)	113
有害ごみ	乾電池	リサイクル	売却又は資源化委託	12	
	蛍光管				

#### **イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後**

今後とも5種5分別(燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、剪定枝、生ごみ)の分別区分とする。ただし、段ボール類は現在も清掃センターへの搬入は規制していることからこれを維持するとともに、前記のとおり、紙ごみ、厨芥類、剪定枝は資源物として再資源化するよう指導・PRを行う。

また、事業系一般廃棄物の多量排出者に対して求めている減量化・処理に関する計画の作成を継続し、計画を実行するよう推進していく。

#### **ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後**

本市の条例では、産業廃棄物のうち「①紙くず、②木くず、③繊維くず、④動植物性残渣、⑤前各号に掲げるもののほか、特に市長が認めるもの」を受入・処理することとしている。

本市は、金属関連企業を中心とした「ものづくりのまち」であり、中小零細企業を基盤として成立っている。しかし、その多くの中小零細企業では、近年の経済不況等から、いずれの経営も厳しい状態にある。

中小零細企業では、廃棄物処理に関する費用は、その経営に大きく影響するものであるため、本市では、ある程度の産業廃棄物の受入は認めてきたものの、今後は、上記①～④の産業廃棄物の受入・処理について条例改正を視野に入れて検討とともに、再生利用可能なものは再生利用するよう指導・PRを行う。

#### **エ 生活排水処理の現状と今後**

生活排水の処理については、引き続き、下水道や農業集落排水の普及を進めいくとともに、下水道等の整備区域外においては、合併処理浄化槽の普及・推進に努めていく。

また、し尿、浄化槽汚泥(農業集落排水汚泥を含む)については、汚泥再生処理センターを整備し、汚泥の堆肥化を行っており、今後も再生利用を継続していく。

## オ 今後の処理体制の要点

- ◆ 家庭系ごみの分別の 6 種 13 分別を継続する。
- ◆ 可燃性廃棄物として焼却される廃棄物については、清掃センター高効率ごみ発電施設で発電及びスラグとして資源化を行う。
- ◆ 不燃性廃棄物として破碎選別される廃棄物については、清掃センターマテリアルリサイクル推進施設で高効率な資源回収を行う。
- ◆ 資源化できないものの最終処分先として、最終処分場の整備を行う。
- ◆ 事業系ごみのうち、紙ごみ、厨芥類、剪定枝の再生利用を促進させる。
- ◆ 紙ごみ等の資源やマテリアルリサイクル推進施設で選別された金属類等を貯留する設備として、旧焼却施設及び旧粗大ごみ処理施設跡地にストックヤードを整備する。
- ◆ 事業系一般廃棄物の多量排出者に対し、減量化・処理に関する計画の作成の継続を求め、計画管理を行うことにより、事業系一般廃棄物の発生を抑制する。
- ◆ 産業廃棄物の受入・処理については、条例改正を視野に入れて検討するとともに、再生利用可能なものは再生利用するよう指導・PRを行う。
- ◆ 汚泥再生処理センターで汚泥の堆肥化を行う。

### (3) 処理施設の整備

#### ア 廃棄物処理施設

前記(2)の処理体制で処理を行うため、表 3・2 のとおり必要な施設整備を行う。

表 3・2 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	ストックヤード	三条市清掃センターストックヤード整備事業	1,160 m <sup>3</sup>	三条市福島新田地内	H25～26
2	最終処分場	三条市道心坂最終処分場増設事業	12,000m <sup>3</sup>	三条市月岡地内	H25～27
3	最終処分場	(仮称)三条市新最終処分場整備事業	120,000m <sup>3</sup>	三条市地内	H29～31

※現有施設の概要については、別紙を参照。

#### (整備理由)

事業番号 1 : 資源物の貯留設備の確保

事業番号 2 : 最終処分場の延命化

事業番号 3 : 延命化後最終処分場の能力不足の解決

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表 3-3 のとおり計画支援事業を行う。

表 3-3 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	(仮称)三条市新最終処分場整備事業(事業番号 3)に係る基本計画策定事業	施設基本計画等	H27
	(仮称)三条市新最終処分場整備事業(事業番号 3)に係る地形測量・地質調査(一次調査)事業	地形測量、地質調査	H26~27
	(仮称)三条市新最終処分場整備事業(事業番号 3)に係る事業者選定支援事業	実施設計、事業者選定支援	H28~29
	(仮称)三条市新最終処分場整備事業(事業番号 3)に係る地形測量・地質調査(二次調査)事業	地形測量、地質調査	H28
	(仮称)三条市新最終処分場整備事業(事業番号 3)に係る生活環境影響調査	生活環境影響調査	H27~28
	(仮称)三条市新最終処分場整備事業(事業番号 3)に係る用地測量事業	用地測量	H28

## (5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成していく上で、次の施策を実施していく。

### ア 清掃活動

まち美化ボランティア・自治会等と連携し、清掃活動を実施することで、分別区分の徹底の協力を求める等、市民・事業者・行政が一体となった資源化・減量化に向けた活動を積極的に展開する。

### イ 各種リサイクル関連法に関する普及啓発

容器包装、家電、パソコン、資源有効利用促進等のリサイクル関連法に基づく適切な回収、処理、再商品化がなされるよう市民、関連団体、小売店と協力して、普及啓発を行う。

### ウ 不法投棄対策

現在、本市では不法投棄対策として、以下のような取り組みを実施しており、今後も同様の対策を行う。

- ① 平成15年10月の家庭ごみ有料化を契機に、市において不法投棄防止班を組織化し、定期的にパトロール監視を実施している。
- ② 不法投棄防止立看板を設置し、不法投棄の未然防止に努めている。
- ③ 新潟県三条地域振興局健康福祉環境部環境センターと不法投棄監視体制の連携を図っている。
- ④ 三条市まち美化ボランティア制度(平成14年4月制定、アダプトプログラム)を導入し、公共施設(道路、公園等)のボランティアによる清掃活動を実施することで、不法投棄されにくい環境づくりに努めている。

### エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

平成17年度に作成した災害廃棄物処理計画の見直しを適宜行うとともに、市内及び周辺地域との連携体制を維持するとともに、遠隔地との相互応援協定の締結による大規模災害時の連携体制を構築する。

#### 4 計画のフォローアップと事後評価

##### (1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて新潟県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

##### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果がとりまとった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行うものとする。

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1（平成24年度）

1. 地域の概要

(1) 地域名	三条地域	(2) 地域内人口	平成24年10月1日現在	103,458人	(3) 地域面積	432.01 km <sup>2</sup>
(4) 横成市町村等名	三条市	(5) 地域の要件*	(人口) 面積 沖縄 福島 奄美 寒地 山村 半島 過疎 その他			
(6) 横成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：今後の見通し：特になし	設立（予定）年月日：	年 月 日	設立、許可予定		
		*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○をつける。				

2. 一般産業物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	事業系 総排出量 (トン)	過去の状況・現状 (排出量に対する割合)				目標
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
排出量	1事業所当たりの排出量 (トン/事業所)	22,515	20,026	18,108	17,247	17,272
	家庭系 総排出量 (トン)	3.4	3.0	2.8	2.7	2.7
	1人当たりの排出量 (kg/人)	27,436	26,261	25,554	25,090	24,770
合計	事業系家庭系排出量 (トン)	49,951	46,287	43,662	42,337	42,042
	直接資源化量 (トン)	5,096	4,638	4,313	4,398	4,240
再生利用量	総資源化量 (トン)	(10.2%)	(10.0%)	(9.9%)	(10.4%)	(10.1%)
		6,655	7,322	6,600	6,774	6,270
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量 kWh)	(13.3%)	(15.5%)	(14.9%)	(15.7%)	(14.7%)
		0	0	0	0	0
中間処理による減量化量	減量化量 (中間処理前後の差 トン)	36,945	34,266	31,997	30,731	31,066
		(74.0%)	(74.0%)	(73.3%)	(72.6%)	(73.9%)
最終処分量	埋立最終処分量 (トン)	6,351	5,734	5,788	5,605	5,461
		(12.7%)	(12.4%)	(13.3%)	(13.2%)	(13.0%)

\*小数点以下を四捨五入しているため、合計があわない場合がある。  
\*別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

### 3. 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容			備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新廃止予定年月	更新、廃止理由	
高効率ごみ発電施設	三条市	流動床式ガス化溶融炉 全連続燃焼式	有	160t/日	H24.7			
マテリアルリサイクル 推進施設 (リサイクルセンター)	三条市	回転破砕方式	有	11t/日	H24.7			
ストックヤード	三条市	ストックヤード	有	約1,057m <sup>2</sup>	H25.3			
最終処分場	三条市	セル方式とサンドイッチ方式による埋立	有	残余容量 11,245m <sup>3</sup>	S58.4	H26.3埋立完了 予定であるが、延長予定	延命化 セル方式とサンドイッチ方式による埋立	H27.9
汚泥再生処理センター	三条市	浄化槽汚泥対応型堆肥 搬送・貯蔵・発酵による堆肥化	有	136kl/日	H23.1		埋立完了	検討中
バイオマス活用施設	三条市	搬送、搬入、発酵による堆肥化	有	4.5t/日	H17.3			
	三条市	搬送、発酵による堆肥化	有	4.9t/日	H23.10			

\*計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものをお添付する。

### 4. 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状(污水衛生処理率又は污水处理人口普及率)				目標
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
総人口	106,392	105,788	105,230	104,571	103,821
公共下水道					平成32年度 98,725
農業集落排水等					
合併処理浄化槽等					
未処理人口					

参考資料ー1 実績と予測グラフ

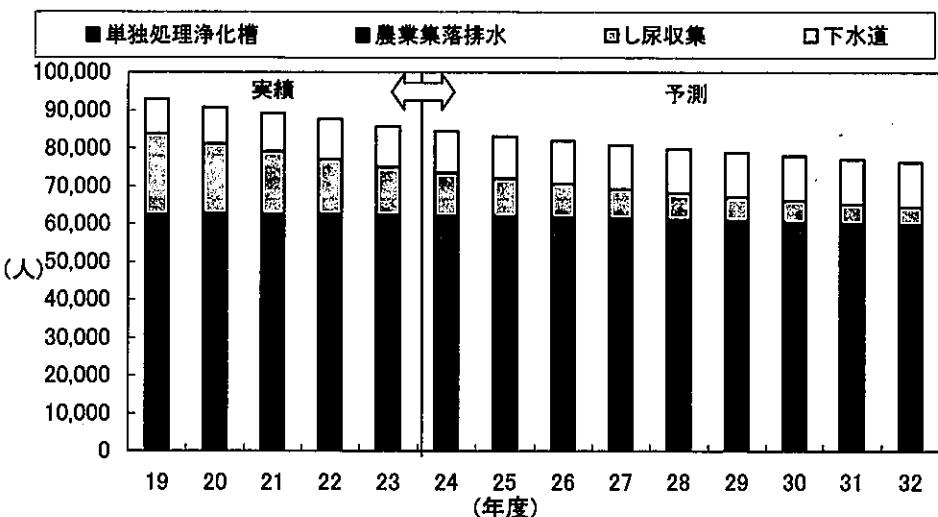


図 人口の実績と予測

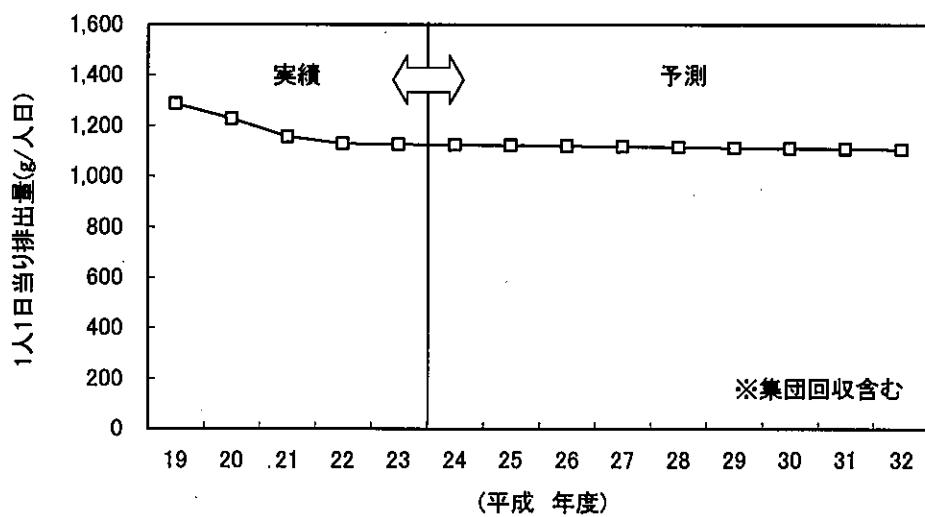


図 1人1日当たり排出量の実績と予測

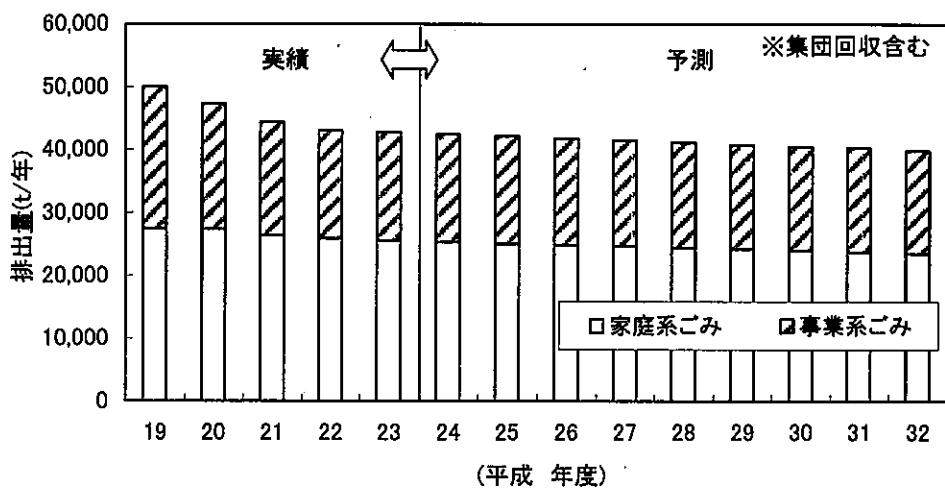


図 排出量の実績と予測

参考資料－2 現有施設の概要

表 高効率ごみ発電施設

名 称	三条市清掃センター
施 設 所 管	三条市
所 在 地	新潟県三条市大字福島新田字乙 239 番地
竣 工 年 月	平成 24 年 6 月(稼動後 0 年)
処 理 能 力	160t/24h (80t/24h × 2 炉)
処 理 方 式	全連続燃焼式(流動式ガス化溶融炉)
残渣の処理方法	スラグ：資源化 飛 灰：一般廃棄物最終処分場に搬送し埋立
プラント設計・施工	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社
最大焼却可能量	160 t / 日 × 330 日 = 52,800 t / 年

※最大焼却可能量は、平成 12~16 年度の平均日処理量に、補修による休炉を 35 日と想定した年間焼却量である。

表 マテリアルリサイクル推進施設

名 称	三条市清掃センター
施 設 所 管	三条市
所 在 地	新潟県三条市大字福島新田字乙 239 番地
竣 工 年 月	平成 24 年 6 月(稼動後 0 年)
処 理 能 力	11t/5h
処 理 方 式	破碎・選別処理方式
残渣等の処理方法	破碎残渣は高効率ごみ発電施設で、ガス化溶融 金属類は圧縮成形のうえリサイクル
プラント設計・施工	三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

表 し尿処理施設の概要

名 称	三条市汚泥再生処理センター
施 設 所 管	三条市
所 在 地	新潟県三条市塙野目 2259 番地 1
竣 工 年 月	平成 22 年 12 月
処 理 能 力	し尿 30KL/日 浄化槽汚泥 100KL/日 農集汚泥 6KL/日
処 理 方 式	浄化槽汚泥の混入比率の高い 膜分離高負荷脱窒素処理方式
希 釀 水 の 種 類	河川水(表流水)
放 流 先	1級河川 信濃川
残 渚 の 処 理 方 法	汚泥：堆肥化、または、高効率ごみ発電施設で、ガス化溶融 し渣：高効率ごみ発電施設で、ガス化溶融
設 計 ・ 施 工	アタカ大機株式会社

表 最終処分場の概要

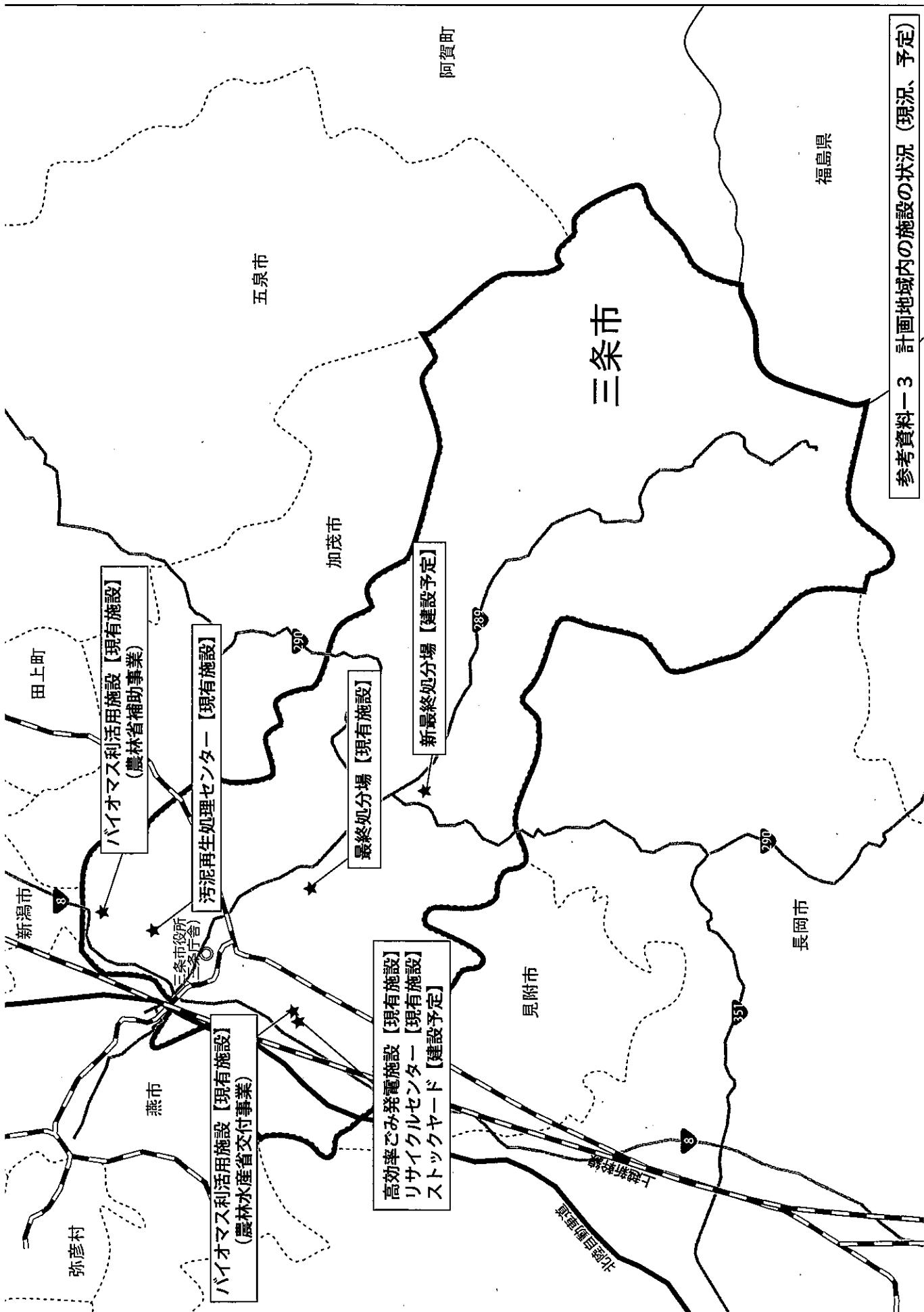
名 称	三条市一般廃棄物最終処分場
施 設 所 管	三条市
所 在 地	新潟県三条市月岡地内
竣 工 年 月	平成 23 年 3 月
埋 立 面 積	18,580m <sup>2</sup>
残 余 容 量	11,245m <sup>3</sup> (残余年数 3 年)
埋 立 方 式	セル方式とサンドイッチ方式の併用による埋立
設 計 ・ 施 工	設計：(財)日本環境衛生センター 施工：株福田組 他 浸出水処理施設 設計・施工：株荏原製作所

表 バイオマス利活用施設（農林水産省補助事業）の概要

名 称	三条市緑のリサイクルセンター
施 設 所 管	三条市
所 在 地	新潟県三条市代官島 2721 番地 1
竣 工 年 月	平成 17 年 3 月
処 理 能 力	900 t /年
処 理 方 式	破碎発酵方式
残渣の処理方法	堆肥：資源化

表 バイオマス利活用施設（農林水産省交付事業）の概要

名 称	三条市完熟堆肥化センター
施 設 所 管	三条市
所 在 地	新潟県三条市福島新田乙 754 番地 9
竣 工 年 月	平成 23 年 10 月
処 理 能 力	4.9 t /日
処 理 方 式	攪拌発酵方式
残渣の処理方法	堆肥：資源化



## 様式2

循環型社会形成交付金事業実施計画総括表2(平成24年度)

事業種別 事業名称	事業番号	事業主体 事業者名稱	規模 単位	事業期間 開始 終了	交付期間 H25	総事業費(千円)						交付対象事業費(千円)						(消費税込み)
						平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度		
○再生利用に関する事業					340,010	249,309	90,701	0	0	0	0	269,567	178,866	90,701	0	0	0	
ストックヤード整備	1	三条市	m <sup>2</sup>	H26	340,010	249,309	90,701	0	0	0	0	269,567	178,866	90,701	0	0	0	
○最終処分場に関する事業					4,098,597	18,000	18,000	62,587	0	400,000	1,200,000	2,400,000	3,288,528	16,000	16,200	56,328	0	320,000
最終処分場の整修事業	2	三条市	m <sup>2</sup>	H27	98,587	18,000	18,000	62,587				88,528	16,000	16,200	56,328			
最終処分場の新設事業	3	三条市	m <sup>2</sup>	H29	4,000,000					400,000	1,200,000	2,400,000	3,200,000				320,000	960,000
○施設整備に関する計画実績に関する事業						238,200	0	25,000	45,000	118,200	50,000	0	238,200	0	25,000	45,000	118,200	
合計						4,676,797	267,309	133,701	107,587	118,200	450,000	1,200,000	2,400,000	3,796,295	194,866	131,901	101,328	118,200
																370,000	960,000	
																	1,920,000	

## 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	事業計画							備考				
				実施主体	事業期間 開始	交付期間 終了	交付金 必要の 有無	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	
	11	事業系ごみ資源化・減量化対策	紙ごみ・判定株の資源化指導、食品リサイクル法の協力要請	三条市	H25	H31	×								関連事業 12.13.21
	12	事業系一般廃棄物の多量排出者の処理計画の策定	事業系一般廃棄物の多量排出者に対して、減量化・処理に關する計画を作成させる	三条市	H25	H31	×								関連事業 11.13.21
	13	事業系ごみの料金体系の見直し	料金体系の見直し、必要に応じて実施	三条市	H25	H31	×								関連事業 11.12.21
発生抑制、再使用の推進に関するもの	14	家庭系ごみの減量化・資源化対策	自治会単位で実施状況を把握し、再度協力を呼びかける	三条市	H25	H31	×								関連事業 15~18
	15	リユース（再使用）の推進	環境啓発施設における資源化・減量化の推進	三条市	H28	H31	×								関連事業 14.16
	16	リースやレンタルの推進	リース・レンタル等のサービス展開	三条市	H28	H31	×								関連事業 14.15
	17	マイバック運動・レジ袋対策	マイバック運動に取組み、PR活動を実施する	三条市	H25	H31	×								関連事業 14.15
	18	集団資源回収への支援	用具の貸出、資源化ルートの紹介等の支援を行う	三条市	H25	H31	×								関連事業 14.15
	19	汚泥再生処理センター、完熟堆肥化センター、農のリサイクルセンターから発生する堆肥の利用促進	堆肥の利用促進	三条市	H25	H31	×								利用推進
	20	生活排水対策	汚濁負荷量の削減のためPR活動を実施する	三条市	H25	H31	×								市報等を通じたPR活動
処理体制の構築、変更に関するもの	21	一般廃棄物処理施設併せて処理する産業廃棄物の見直し	産業廃棄物の受け入れ・処理について条例改正を段階的に入れて検討する	三条市	H25	H31	×								再生利用のPR 11.12.13
処理施設の整備に関するもの	1	三条市清掃センターストックヤード整備事業	ストックヤードの整備	三条市	H25	H26	O								整備工事
	2	三条市道心坂最終処分場増設事業	既存最終処分場の増設	三条市	H25	H27	O								増設工事
	3	三条市新最終処分場整備工事	最終処分場の新設	三条市	H29	H31	O								建設工事
その他の施策	31	3の計画支援	施設基本計画、地形測量、地質調査、実施設計、事業者認定支援、生活環境影響調査、用地測量等	三条市	H26	H29	O								地形測量・地質調査 施設基本設計 用地測量 生活環境影響調査 実施設計、事業者認定支援 まち美化ボランティア、自治会等との連携 まち美化ボランティア、自治会等との連携 リサイクル製造法の普及啓発
	41	清掃活動	まち美化ボランティア等との清掃活動を通じ、資源化・減量化に向けた活動を展開する	三条市	H25	H31	X								まち美化ボランティア、自治会等との連携
	42	各種リサイクル関連法に関する普及啓発	リサイクル関連法に基づく適切な回収・処理・再商品化がなされるよう普及啓発を行う	三条市	H25	H31	X								リサイクル製造法の普及啓発
	43	不法投棄対策	定期的なパトロール、環境美化推進員による監視等により不法投棄の防止を図る	三条市	H25	H31	X								定期的なパトロール、環境美化推進員による監視等による不法投棄の防止
	44	災害時の廃棄物処理に関する事項	震災・水害マニュアルを踏まえ、災害廃棄物処理計画の策定と実施、運営体制の維持	三条市	H25	H31	X								計画の見直し、運営体制の維持

\* 事業番号11~14,17~20,41~44については、既に実施、継続の施策である。

## 参考資料様式

【参考資料様式 1】

### 施設概要(リサイクル施設系)

都道府県名 新潟県

(1)事業主体名	三条市
(2)施設名称	三条市清掃センターストックヤード
(3)工期	平成 25 年度～平成 26 年度
(4)施設規模	1,160 m <sup>2</sup>
(5)処理方式	ストックヤード
(6)地域計画内の役割	資源物の貯留設備の確保
(7)廃焼却施設解体工事の有無	有(既存第 1 焼却施設及び第 2 焼却施設)
(8)ストック対象物	鉄、アルミ、紙類、その他資源物
(9)事業計画額	340,010 千円(交付対象事業費 : 269,567 千円)

## 【参考資料様式 3】

## 施設概要(最終処分場系)

都道府県名 新潟県

(1)事業主体名	三条市		
(2)施設名称	三条市道心坂最終処分場		
(3)工期	平成 25 年度～平成 27 年度		
(4)処分場面積、容積	総面積 30,072 m <sup>2</sup>	埋立面積 4,000 m <sup>2</sup>	埋立容積 12,000m <sup>3</sup>
(5)処分開始年度 及び終了年度	埋立開始 平成 26 年度 埋立終了 平成 31 年度		
(6)跡地利用計画	未定		
(7)地域計画内の役割	三条市における一般廃棄物最終処分場及び災害ごみの最終処分場		
(8)廃焼却施設解体工事 の有無	無		
(9)事業計画額	98,587 千円 (交付対象事業費 : 88,528 千円)		

## 【参考資料様式 3】

## 施設概要(最終処分場系)

都道府県名 新潟県

(1)事業主体名	三条市		
(2)施設名称	(仮称) 三条市新最終処分場		
(3)工期	平成 29 年度～平成 31 年度		
(4)処分場面積、容積	総面積 50,000 m <sup>2</sup>	埋立面積 15,000 m <sup>2</sup>	埋立容積 120,000m <sup>3</sup>
(5)処分開始年度 及び終了年度	埋立開始 平成 32 年度 埋立終了 平成 46 年度		
(6)跡地利用計画	未定		
(7)地域計画内の役割	三条市における一般廃棄物最終処分場及び災害ごみの最終処分場		
(8)廃焼却施設解体工事 の有無	無		
(9)事業計画額	4,000,000 千円 (交付対象事業費 : 3,200,000 千円)		

## 【参考資料様式 6】

## 計画支援概要

都道府県名 新潟県

(1)事業主体名	三条市		
(2)事業目的	(仮称)三条市新最終処分場整備のため		
(3)事業名称	(仮称)三条市新最終処分場整備事業に係る基本計画策定事業	(仮称)三条市新最終処分場整備事業に係る地形測量・地質調査(一次調査)事業	(仮称)三条市新最終処分場整備事業に係る事業者選定支援事業
(4)事業期間	平成 27 年度	平成 26~27 年度	平成 28~29 年度
(5)事業概要	施設基本計画等	地形測量、地質調査	実施設計、仕様書作成、事業者支援等
(6)事業計画額	20,000,000 円	25,000,000 円	100,000,000 円

## 【参考資料様式 6】

## 計画支援概要

都道府県名 新潟県

(1)事業主体名	三条市		
(2)事業目的	(仮称)三条市新最終処分場整備のため		
(3)事業名称	(仮称)三条市新最終処分場整備事業に係る地形測量・地質調査(二次調査)事業	(仮称)三条市新最終処分場整備事業に係る生活環境影響調査	(仮称)三条市新最終処分場整備事業に係る用地測量事業
(4)事業期間	平成 28 年度	平成 27~28 年度	平成 28 年度
(5)事業概要	地形測量、地質調査	生活環境影響調査	用地測量

(6)事業計画額	17,000,000 円	40,000,000 円	36,200,000 円
----------	--------------	--------------	--------------